第百条に次の一項を加える。

4　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については、前三項の規定は、適用しない。

第百条の二第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付又はその」を「国民年金法による年金たる給付又は受給権者の」に、「国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「官公署」の下に「（実施機関を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第百条の二に次の一項を加える。

4　実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百条の三第一項中「年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）」を「実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条において同じ。）」に、「当該年金保険者たる共済組合等」を「当該実施機関」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬額平均額」に改め、同条第二項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（実施機関相互間の連絡調整）

第百条の三の二　実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。

2　前項の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（主務大臣等）

第百条の三の三　第四章の二及び第三項における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2　この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十九第一項の規定による主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

一　第七十九条の八第一項及び第二項の主務省令　所管大臣の発する命令

二　第七十九条の九第一項の主務省令　厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣の発する命令

3　所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。

（国家公務員法及び地方公務員法との関係）

第百条の三の四　厚生年金保険は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する国家公務員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条に規定する一般職に属する地方公務員については、それぞれ国家公務員法第百二十五条に規定する年金制度又は地方公務員法第四十三条に規定する共済制度の一部とする。

第百条の四第一項第六号中「第二十四条の三第一項」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の三第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同項第十一号中「（第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二十号を次のように改める。

二十　削除

第百条の四第一項第二十七号中「第八十一条の二及び第八十一条の二の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同項第三十三号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十五号中「第九十八条（同条第四項」を「第九十八条第一項から第四項まで（同項」に、「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十六号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十七号中「第百条の二」を「第百条の二第二項から第四項まで」に改め、同項中第四十三号を第四十四号とし、第四十二号を第四十一号とし、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　附則第七条の二第一項及び第二項の規定による確認

第百条の十第一項第四号、第五号及び第八号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第十号中「同項第四十号」を「同項第四十一号」に改め、同項第十三号中「、同条第三項」を「並びに同条第三項」に改め、「並びに第五十四条の二第一項」を削り、同項第十六号中「及び第六十九条」を削り、同項第十八号中「、第六十四条の二第一項、第六十五条」を削り、同項第二十号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第二十四号中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項第二十九号中「第八十一条の二、第八十一条の二の二」を「第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項」に改め、同項第三十二号中「次号」を「第三十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十二の二　第百条の二第一項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

第百条の十第一項第三十七号中「第百条の四第一項第四十一号」を「第百条の四第一項第四十二号」に改める。

第百一条中「厚生労働省令」の下に「又は主務省令」を加える。

第百四条の二を第百四条の三とし、第百四条の次に次の一条を加える。

第百四条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七十九条の五第三項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二　第七十九条の五第四項の規定による主務大臣の命令又は第七十九条の六第七項若しくは第七十九条の七の規定による所管大臣の命令に違反したとき。

三　第七十九条の六第四項の規定により承認を受けなければならない場合において、その承認を受けないで管理運用の方針を定め、又は変更したとき。

第百七条中「被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）」を加える。

第百二十四条中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき、又は第五号」を「又は第五号若しくは第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者となつたとき。

第百三十二条第二項中「附則第十七条の四第八項」を「附則第十七条の四第十一項」に改める。

第百三十三条中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第百三十三条の二第二項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百三十三条の二の二　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、前条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第百三十六条中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第百三十六条の三第一項第五号ハ中「意志表示」を「意思表示」に改める。